



# ふくろう通信

ヒルトップ税理士法人

Tel: 03-3441-3041

Fax: 03-5421-7086

<http://www.e-fukurou.jp/>

## 7月の主な税務スケジュール

- ・ 5月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）
- ・ 11月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）
- ・ 消費税2・8・11月決算法人の3月ごとの中間申告及び3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・ 所得税の予定納税額の納付（第1期分）
- ・ 所得税の予定納税額の減額申請
- ・ 固定資産税の第2期分の納付（7月中において市町村の条例で定める日）

## 今号の目次

- ・ 消費税の軽減税率について
- ・ Café Hilltop 国外財産・国外収入の入門の入門
- ・ 秋期セミナーのご案内「我ら、ニッポン応援隊！」
- ・ 職員リレーコラム 補助金・助成金あれこれ



## 路線価公開のお知らせ

路線価は、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額（千円単位）のことで、路線価が定められている地域の土地等を評価する場合に用います。

相続税や贈与税を計算する際に、主に利用されます。鑑定評価や売買成約事例などを参考にしながら決定されるので、場所によっては毎年価額が変動します。

国税庁のホームページ（<http://www.rosenka.nta.go.jp/>）で毎年7月1日に公開されます。ホームページ上では7年分のデータが見られますので、気になる方は近年の価額の推移をご覧になるのも面白いかもしれません。



## 消費税の軽減税率について

令和元年10月より消費税率が8%から10%へ増税となります。まもなく訪れる増税に向けて企業では着々と準備が進められています。

一方で、8%のままで据え置かれる商品もあります。(軽減税率といいます。)

酒類・外食を除く飲食料品

週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

これらについては10%ではなく引続き8%の消費税率で販売されることとなります。

### 軽減税率の注意点

上記で述べたように軽減税率対象商品は限定されています。そのため、自分の会社では関係ない!とついつい思いがちですが、果たして「福利厚生費」「会議費」「接待交際費」等の科目の中に軽減税率の対象となるものは含まれていませんか?

コンビニで購入した飲食料品や飲食店で購入したテイクアウト商品及びお中元やお歳暮のうち飲食料品については軽減税率の対象となるので、ほとんどの会社が軽減税率の影響を受けるのではないのでしょうか。

10/1以降の経理処理に注意です。



### 飲食料品はどこまでが8%なの?

前述でもあるように「酒類・外食を除く飲食料品」は8%となります。

ではいくつか例を挙げてみましょう。

店内飲食も出来てテイクアウトも出来るお店の飲食料品はどうなるのでしょうか?

A: 店内飲食 10%      テイクアウト 8%  
購入者側の意思確認により判断します。

お中元やお歳暮はどうなるのでしょうか?

A: ビール、日本酒、 10%  
果物、ゼリー等 8%



普段の生活の中でも、何気なく食べたものが実は消費税が8%だったなんてこともこれからは出てくるかもしれません。

国税庁のHPにも様々な個別事例が出ておりますので、気になったらぜひ調べてみてはいかがでしょうか?

(まつうら)



## Cafe Hilltop 国外財産・国外収入の入門の入門

昔“どこでもドア”で世界に行けると夢見ていた。

インターネット環境が全世界的に発達した今日、日本に居ながらにして世界中のニュース・情報が瞬時に見られることとなった。10連休に海外へ渡航した人々も約1.7倍に増加。今や、海外は身近な存在となっている。

そこで今回は“国外財産・国外収入”に関する話をしたいと思います。



財産とは？

①国内財産・・・日本国内に存在する財産。

国外財産・・・①以外の財産で日本国外に存在する財産。

“財産”とは、不動産・株式・金融商品・預金などをいう。

国外財産のうち注意が必要なのは？

①日本国内に居住している人

年末現在、国外財産の価額の合計額が5000万円を超える

上記～のすべてに該当すると、「国外財産調書」を翌年3月15日迄に税務署に提出する義務があります。提出しないときは、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金があります。

国外収入は申告するの？

【例】10年前2000万円で購入した国外財産を、今年3000万円で売却した。

①売却代金・・・3000万円

取得代金・・・2000万円

① - ……1000万円（儲け）

税金 …… 203万円

（所得税15.315%・住民税5%）

日本国内の財産を売却したときと同じ様に課税されます。

忘れずに所得税の確定申告を行いましょう。

この【例】の場合、税金負担は 約2割 になります。

「海外にあるから分からないだろう」では済まされません。



（やました）

## 第21回TKC秋期セミナー開催のご案内

今年の秋期セミナーでは、日本の推進力を支える中小企業の皆様にますます元気に活躍していただくよう、皆様の応援隊長にふさわしい講師お二人をお招きいたしました。ぜひご参加ください。

開催日時：令和元年9月13日(金)13:30~17:20(12:30受付開始)

開催場所：ヒルトン東京お台場(東京都港区台場1-9-1)

参加費：ご招待となります。参加申し込み後、事務所職員より「招待券」をお受取りください。

申込方法：別途お渡しするパンフレットに添付のお申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。

詳細は、パンフレットをご覧ください。



基調講演講師 上甲 晃氏



特別講演講師 太田 雄貴氏

## 職員リレーコラム 補助金・助成金あれこれ

国、地方公共団体が、事業を推進するために補助金や助成金の支給を行っています。

その中で最近の補助金の情報としては

### IT補助金

・・・TKCの会計システムなどIT導入を対象とした補助金です。

### 軽減税率対策補助金

・・・レジだけでなく、受発注や請求書管理のシステムも対象になるようです。



その他、募集広告をする際に自治体が補助する制度など地域限定の補助金もあります。

他にもいくつも補助金・助成金の制度がありますが、その中で、制度を有効に活用するためには

- ・多額の設備投資をする場合に、その物件の扱い業者に補助金などの制度の確認をする。
- ・定期的に自治体など補助金の情報に関するホームページ等を確認する。
- ・新規に雇用や設備投資をする際、社会保険労務士や税理士に相談する。

等々、私たちが知らない間に、期限を迎えたり、条件が適合せず制度が活用できないこともあります。補助金等はそれぞれ条件がありますので、早い時期にご相談ください。

(おぬき)